

熱海市行財政審議会 第2回会議結果

開催日時	令和4年12月20日（火） 10時00分～
開催場所	熱海市役所第1庁舎第1会議室
出席者	<p>【出席委員】石井委員・瀧野委員・山崎委員・森田委員・中島委員・松本委員・小西委員・太田委員</p> <p>【欠席委員】内田委員・湯山委員・加藤委員</p> <p>【当 局】稲田副市長、市民生活部長、経営企画部次長、観光建設部次長、企画財政課長、税務課長、観光経済課長</p> <p>【事務局】企画室</p>
会議内容	<p>1. 開 会（企画室長）</p> <p>2. 会長挨拶</p> <p>3. 審 議「宿泊税の創設（案）」について</p> <p>（会長）</p> <p>初めに委員の皆様から事前にご提出をいただいている質問に対して、当局から回答をお願いいたします。それでは、前回お配りしました資料4の諮問資料の1ページ「諮問に至る経緯」に関する質問が事前に提出されておりますので、当局の担当者は回答をお願いいたします。</p> <p>（当局）</p> <p>それではまず、観光目的税の導入は全国各地であまり見られないが、負担者の妥当性とは具体的に何を指すのかというご質問について回答させていただきます。熱海市の基幹産業につきましては、観光産業ということでございます。このため熱海市には、数多くの観光客、宿泊客が市内に集まっておりますし、市内に多くの方が集まってくると、ごみの排出量、処理量というのが増加します。</p> <p>また、定住している人口に加え、夜間、日中に観光客、宿泊客の皆さんが滞在しているということを想定して消防救急体制を整備する必要が生じます。このため定住人口だけから必要とされる規模と比較すると、ごみ処理、消防救急体制についてはより大きな能力を持つことが必要となります。</p> <p>しかし、これは観光客、宿泊客の皆様が熱海のまちに清潔なイメージを持っていただくことであったり、災害や急病等のときでも、安全・安心で来ていただくということに繋がることなので、観光地として非常に重要なことですし、何よりもごみ処理、消防救急ということは、市民が365日、清潔で安心して暮らす根幹となるサービスになりますので、市民が主な受益者ということになるものです。</p> <p>これらの経費につきましては、別荘等所有税等の一部を充てて、残りは主た</p>

会議内容

る受益者である市民が今後も負担していくべきものと考えておりますけれども、花火大会などの誘客イベント、誘客に繋がる要素となるような施設などの充実、観光情報の発信など、こういったことについての観光振興施策の主たる受益者につきましては、これはやはり観光客、宿泊客ということになります。

今後、人口減少に伴い税収も減少していくということが見込まれている中、今後は熱海市民だけでは観光振興財源をすべて負担し続けるということは困難になっていくということが想定されます。こういった理由から、観光振興に資する観光目的財源を観光客、宿泊客に御負担いただくといったことは、一定の合理性があり、理由となるのではないかというふうに考えているというところ です。以上です。

(会長)

当局の回答ございました。それでは、この件に関して、ご意見、ご質問をいただきたいと思 います。

(委員)

この案件については大変、旅館組合の方も注視していきまして、第1回の行財政審議会が 終わった後に、新聞等で大きく報道された関係で、やっぱり組合員の方もですね、今、大変不安に思 っております。

やっぱり宿泊税としてですね、「宿泊者だけに課税するのではなく、熱海市の観光のため であるんだから観光客の皆様から広く徴収すべきではないか」という意見であったりとか、「箱根や伊東もや っていない、他がやっているのを見てからどうだろう」とか、そういった意見が出ております。また、「今どう 思うかよりもですね、10年、20年先に宿泊税があつて良かったと思えることが大事で、そのための 仕組みづくりをすることが大事」などの意見もありました。

賛成の方、反対の方いらっしゃるわけですが、総じていえることはですね、やっぱり観光振興 のための目的税であるので、税金の使い道を明確にして、観光振興以外に使われないって約束を ちゃんとしていただきたいということ。

それから、宿泊税として、宿泊者から税金をいただく以上ですね、宿泊者に還元できることが 大変重要であるということ。

また、観光戦略会議で議論していたことは承知していますが、宿泊税の詳細について説明を 受けていない中で、新聞報道は唐突であつて、組合員の意見を聞きながらゆっくり進めて欲しい という形で、やはり全体としてですね、今回の宿泊税に関して、我々の感じとしては唐突な感じが ありますので、特別徴収義務者である旅館・ホテルに対してですね、我々が実際お客様からご理解 いただい てお金を取るわけでございますので、組合員に対してですね、丁寧な説明

会議内容

をしっかりいただきたい。このようなことが、組合の総意というふうに、今日申し上げさせていただきたいと思います。

(会長)

はい。それでは今のご意見を受けて、当局のご回答をお願いいたします。

(当局)

今委員が言われた通りですね、ホテル、旅館の経営者の皆様というのは、宿泊税の特別徴収義務者ということで、組合員の皆様に対する説明が不十分であったことについてお詫びを申し上げたいと思います。今後、宿泊業関係者の皆様に対し、ご説明する機会を設けさせていただきたいと思います。詳細につきましては改めてご相談させていただきたいと思いますのでよろしくお願いを申し上げます。以上です。

(委員)

どうぞ組合に対してですね丁寧な説明していただいて、極端な話、この話で組合が割れるような話にもなりかねませんので、丁寧な説明を当局として市役所としてお願いしたいということでございます。よろしくお願いをしたいと思います。

(会長)

他にご意見等ございますか。

(委員)

今、商工会議所と、旅館組合と観光協会が非常にいい関係で熱海のことをいろいろやらせていただいているようなこともありますし、熱海自体がですね、基幹産業がやはり観光ということですので、10年先20年先を見据えた、持続可能な観光地経営という部分に関しては、非常に必要なものかというふうには考えています。

今回の宿泊税に関しましては、今本当に委員が言われた通り、熱海においていただく観光客の皆様のやはり満足向上をですね、目的とした観光関連の皆様のご意見を丁寧に聞きながらですね、観光に特化した使い道を大事にさせていただければなというふうに考えています。そして、その前提となりますこの宿泊税という部分に関しては、徴収に関するものは、やはり特別徴収義務者である宿泊関連の皆様の理解がなくては進まないことだと思いますので、宿泊関連の皆さんもですね、必要性に関しては十分理解はされてると思うんです。ただ、そこに行くまでの経緯、どういう目的で使われるのか、先ほど申し上げましたけど、やはり観光に特化した利用というものに注視していただければなというふうに思いますので、ぜひ市の方からもですね、そういう特別徴収義務者の方々への理解を求める意味も込めて、丁寧なご説明をいただければ、スムーズ

会議内容

に進むのではないかなというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。

(当局)

今、委員からもお話がありました通りですね、使い道も含めて、また、特別徴収義務者の皆様は、実際に宿泊者の皆様と相対してですね、ご説明をしながら税をお預かりいただくというようなことになりますので、市といたしましても丁寧に説明をさせていただきたいというふうに思います。以上です。

(会長)

はい。他にございませんか。

(委員)

少し伺いたいことがあるんですけどよろしいでしょうか。どうぞよろしくお願ひします。

今ご意見を伺ったところではありますが、今、ご質問いただいたお二人の委員に伺いたいんですけども、ちょっと確認の意味でお尋ねしたいことが一つありましてですね、前回の資料のところ、9ページ目のところにですね、いわゆる行政需要額の試算ということで、事業名の列挙がなされているところがあります。先ほどご提案いただいた話はなるほどなところもあるところではありますが、ここで挙げられた事業自体は、かなり観光振興に特化した事業内容になっていて、それが行政需要として挙げられている案になっているんですけども、これ自体に対して何かご意見があるかどうかということをお伺いしたいなと思ったんですけど、その点いかがでしょうか。

(委員)

今一番問題になっているのはですね、この案は素晴らしいんですけど、この案をいわゆる知っているのは、ここにこの会議に出てる私だけなんです、つまり、これに対してこういったことでこういうビジョンを持ってやっというところが、一般組合員に全く伝わっていないんですよ。そこが一番問題で、その内容云々というのは、正直、内容は素晴らしいんですけど、これが伝わっていないということが今一番問題になってます。

ですから、それを早く丁寧な説明という表現をさせていただきましたけども、丁寧な説明をしっかりとさせていただきたいというふうに思っている次第です。

(会長)

よろしいですか。はい。他にご質問等がありますか。他にご意見もないようです。この項目は以上といたします。それでは続いて、諮問資料の1ページから2ページにかけて、「人口推移」に関する意見は配布した資料の通りです。

会議内容

また、質問もありませんでしたが、皆様からのこの場での意見、質問がありましたらいただきたいと思います。よろしいですか。それでは、ここはないようですので、次の方に移させていただきます。諮問資料の2ページから3ページにかけての「歳入の状況」に関する意見は配付の通りです。また、質問が事前に提出されておりますので、当局の担当者は回答をお願いいたします。

(当局)

今回ここでの質問につきましては、固定資産税が減少した原因についてということと、固定資産税を増やす研究を市はしているのかということとなります。

まず、前提としてですね、固定資産税は固定資産の評価額に対して税率を掛けて算出されるということです。固定資産税収の減少の原因につきましては、土地と家屋その他に償却資産というのがありますが、この評価額が減少することによって生じます。

土地につきましては3年に1度の評価替えという評価額の見直しが行われておりまして、熱海市においては、地価は一部の商業地で上昇が見受けられますけれども、一般の住宅地やその他の土地など、全体としては減少し続けております。家屋につきましても、既存家屋は経年によって評価額は減少していきます。このような理由から、熱海市においては固定資産税が減少していったら、こういう傾向が出ているということになります。

固定資産税を増加させようとするのであれば、熱海市に住みたい、熱海市はビジネスチャンスがある街だというふうに思ってもらうことで、熱海の土地を所有することに対するニーズが上昇して、土地の売買価格が上昇し、それに次いで地価が上がる。そして土地の評価額が上がるということ。

そして、家屋につきましても、熱海に新しく家を建てて住みたい、新しくホテル、商業施設を建ててビジネスをしたいと思ってもらうことで、新しい家屋が建設される。新しい家屋の評価額がその時点では高いので、新築されればされるほど家屋の固定資産税も増加するということになります。

いずれにしましても、熱海に住みたい、観光で来たいと思ってもらえるように魅力を向上させていくことが、固定資産税など市税収の増加に繋がるんだろうというふうに考えております。以上です。

(会長)

当局の回答ございました。それでは、この件に関して、ご意見、ご質問をいただきたいと思います。では、ご意見もないようですので、この項目は以上といたします。それでは諮問資料の3ページから4ページにかけての「産業の状況」に関する意見は配布の通りです。また、ご意見、ご質問がありましたら

会議内容

ただきたいと思います。ございませんか。それでは、よろしいですね。

それでは諮問資料の5ページの「熱海市における観光振興の責務」に関する意見は配付の通りです。また、事前質問はありませんでしたが、皆様からこの場で意見、質問がありましたら伺いたいと思います。はい。ないようですので、この項目は以上とさせていただきます。

続きまして、諮問資料の5ページから7ページにかけての「熱海市における観光振興の効果等」に関する質問が事前に提出されておりますので、当局の担当者の方は回答をお願いいたします。

(当局)

花火大会の開催についてであります。宿泊客を増やすのであれば、平日より休日前の花火大会の打ち上げの方が効果があるのではないかとというご質問にお答えさせていただきます。花火大会の開催日につきましては、最近では、夏季年間を通じて花火大会開催をしているところではありますが、夏以外では、土曜日、日曜日の開催が多い傾向がございます。この辺に関しまして旅館組合との協議の上、宿泊効果の高い日程を設定させていただいております。今後とも宿泊効果が上がるよう、開催日の決定、効果的な周知に努めて参りたいと思います。私からは以上です。

(会長)

今、回答がありましたが、皆様からご意見ご質問をいただきたいと思います。よろしいですか。はい。ありがとうございました。この項目は以上といたします。

つづいて、諮問資料の7ページから8ページにかけての「観光客による消費の増加が熱海市に与える影響」に関する意見は配布の通りです。また、事前質問はありませんでしたが、この場で皆様方のご意見ご質問ありましたらいただきたいと思います。委員の皆様よろしいでしょうか。では、この項目は以上といたします。

続きまして8ページの「観光振興施策の受益者と負担を求めることの妥当性」に関する意見は配付の通りです。また、質問が事前に提出されておりますので当局の担当者は回答をお願いいたします。

(当局)

質問の趣旨として消費税、入湯税、宿泊税の三つを支払うことになる宿泊客が納得をするのかということと、また、宿泊税が目的通り使われる保証はあるのかと、この2点になろうかと思えます。

まずですね、先に宿泊税が目的通り使われる保証があるのかということについてお答えをいたします。地方税法のくくりとしましては、宿泊税は法定外目

会議内容

的税として創設をしようとしているところです。目的税とすることで、特定の目的のために税をかけ、それに使うと納税者に約束をするということになります。

また、法定外税は国と協議をして同意をされなければ税を課すということではできません。国に対しても、法定外目的税として特定の目的のために税を作りますという形での協議をしていますので、我々としては、納税者と国の両方に約束をしているということになります。これを反故にするような行為は自治体としては当然できませんし、そもそも納税者である宿泊者、宿泊客にそっぽを向かれるようなことをしてしまつては、市の基幹産業が損なわれ、市としても成り立たなくなってしまうと、こういう認識でおりますので、宿泊税を目的以外に使わないということは当然のことというふうに考えています。

次にですね、二重課税という言葉も出てきておりましたが、まず、ここははっきりさせておきたいところですが、法律的には、この俗に言う二重課税という状態にはこれは当たりません。これがまずクリアされなければ国との協議でも同意していただけるということはありませんので、こちら辺のチェックはしており、ただ国との協議において、税の創設を同意をしていただくにあたって重要視されている点は、一つの行為に対し、ある地域、例えば熱海で二つ課税されてしまうようなことが生じて、それが過重な負担となつてしまっていないかということが重要になります。

質問者様が御心配いただいているのはこのことなんだろうというふうに考えています。今回、入湯税の150円と宿泊税の税率として考えている200円という金額が過重とはならないかということになるかと思えます。これは法律的な話で申し上げますと、総務省の方が書かれている文献を参考にして考えますと、国民1人当たりが負担している国税及び地方税負担額と比較して、その150円と200円を足して350円という額がどれぐらいの水準なのかということになるんですけれども、令和元年度における国民1人当たりの税負担額というのが81万3,177円ということが総務省から発表されています。この額と比較すると350円という数字は1%に満たない水準になりますので、国としては過重という判断にはならないだろうというふうに考えています。

では、実際の消費者目線、宿泊者目線ではどうなのかっていうところが重要というか心配なところだと思いますが、先行して宿泊税を導入している他の自治体では、金額的には100円から1000円というレンジでの宿泊税の設定で、宿泊料金の1%からおよそ2.5%内の範囲内で設定をしているというこ

会議内容	<p>とになっております。この範囲に設定している理由というのは、宿泊者の重税感を考慮していることによります。</p> <p>熱海市の宿泊料金の調査結果では、平均値で1万7,616円、中央値では1万3,312円、最頻値では1万5,000円というふうになっておりますので、これに1%から2.5%という水準ということで当てはめれば、大体130円から440円ということになりますので、200円と考えている税率の設定が他の自治体と比較して過重とはならないのではないかとこのように考えているところです。以上です。</p> <p>(委員)</p> <p>今のご説明で200円という、この200円が正しいのかどうかというと別府あたりはですね、入湯税プラス100円ぐらいの計算で、高い旅館だと500円と聞いておりますけれども、何を申し上げたいかっていうと、熱海市の財政を前回の資料で拝見させていただくと、固定資産税もだんだん下がってきて、税収が今後心配なところがあると、じゃあ何を補うかっていうとやっぱり熱海の場合は宿泊者を増やすしかないわけですね、観光客を増やしていくってことは、これはもう熱海市を持続可能な街にしていくためには、観光客を増やしてこの前の資料にもありました通り、26人ぐらい観光客が来ると人口が1人減っても何とかそれと同じ経済効果があるというデータも出てますけれども、観光庁の方から、そうやって増やしていかなければいけない、魅力的なまちをつくっていかなくちゃいけないんですけど、一方でですね、やっぱり今回のこの200円の宿泊税というのは、もしかしたらマイナス要因になるかもしれないということもありますので、まず一つは、しっかりと魅力あるこの200円を活用してですね、魅力あるプラン、そして組織体いろんなものを含めて作っていただきたいという願いが一つ。</p> <p>それから、やっぱり今この3年間パンデミック、いわゆるコロナの中で、まだ収束しておりません。今はこう、大分、日本人もウィズコロナとか、アフターコロナとかですね、慣れてきましたけれども、今後観光客が全国割が終わった後、私個人として反動が来て、またお客さんぐっとしばらく減ると思っています。そういう意味からしますとですね、やっぱりそういう、この開始時期というのに関しても、極めて慎重にやっていただきたいというふうに思っています。やはりこの下げ潮の時に下げてる時にですね、やるということは、必ずお客様にとってマイナス効果にしかありませんので、その辺のタイミングに関しましてはですね、慎重な判断をお願いしたいと付け加えさせていただきます。</p> <p>(当局)</p>
------	---



会議内容

今委員からご発言をいただきました。実施時期については市の内部でもですね、慎重に判断をしていきたい、経済状況、またコロナの状況等も見極めながらですね慎重に判断をしていきたいというふうに考えております。

また、税の使い道につきましては、やはり10年後20年後に宿泊税を創設して良かったと、宿泊客の皆様もそうですが市民の皆様にとってもですね、良かったと思っていただけるようなものにしていくために、今、そういった使い道に関するですね仕組みづくりというのも並行して考えていく必要があるというふうに市としても認識をしておりますので、またこの辺は、皆様と協議しながら進めていきたいというふうに思っております。以上です。

(委員)

この一連のですね、納税に関していろいろ考えていたんですけども、多分、市、一般の方々、お客様ですね、熱海にお越しになるお客様からしてみると、やっぱり100円200円という負担も負担って考えちゃうと多分大きくなると思うんです。私個人としての意見になるんですけども、その負担というものを払拭するために、今、よく一般の方からなんかも、クラウドファンディングなんかされてると思うんです。一般の方々もその投資っていうことに対して大分見方が変わってきてる時期だと思えますんで、それが行政として可能かどうかというのは、またちょっと考えていただければと思うんですけども、この税金の目標額をある程度設定して、ここにこの金額に達したらこういう使い道をしますですとか、そういうふうに見える形にしていくことで、納税というよりも投資っていうような意味合いで、もちろん実質は納税税金なんですけれども、そうではなくて、観光に訪れる方々が、熱海に来てくれば来てくれる分だけ、これだけ熱海というまちがよくなりますよと、実際に結果報告として、この年は何人いらっしゃって何名宿泊していただいて、おかげさまで、こういう施設ができましたですとか、そういった見える形をとることで、多分、ご納得いただける方も増えるんじゃないかなと思います。

また、市民の方々もですね、そういうものを熱海市のホームページ等で確認できるようにしていただければ、やはり観光に訪れる方々に対しての気持ちといますか、それもやっぱりありがたいなですとか、来てくれて嬉しいなとか、そういう気持ちに繋がるんじゃないかなと思いますんで、そういった仕組みづくりも大事なんじゃないかなと思いますので、ご検討していただければと思います。以上です。

(当局)

ご意見ありがとうございます。ここまでですね宿泊税というものでですね検討を始めましてこのような案を提示させていただいてるわけですけども、宿

会議内容

泊客の方からいただく、ご負担いただくというところ、受益の還元というところですね、宿泊客の方にどのような形で還元していくのか。これは、一番大きく考えなきゃいけないところというところで議論をしてきたところでございます。ですので、今のご意見いただきましたが、宿泊客の方が還元されているというように見える化というのを見る形としてどう表すかというようにところにつきましては、今後の課題ではありますけれども、そのようなところを目指すべきというようにところの考え方でできておりますので、ご理解いただければと思います。

(委員)

先ほど委員さんもおっしゃってたんですけども、僕は入湯税を導入する時に立ち会っておりました。この考え方と進め方を今回の答申の中でも、意見として一旦書かせていただきましたが、あまり取り上げてはいただけなかったようです。とても軽く済んでるんですが、委員がおっしゃってましたけれども、消費者の反応ってのはすごく敏感です。入湯税を導入したときの熱海市っていうのは、宿泊事業者は嵐のような、大波をかぶりました。たった100円と思うでしょうけれども、この100円を取るために、宿泊事業者がどれだけ努力したか、これをあまり皆さんご存知でない。その苦労がまた多分出るんじゃないかと思います。

委員がおっしゃったように、新しい税を作るんならば、相当、綿密にいろんなことを皆さんにお知らせをして、相当の納得をいただけないと、必ずその反動が出てきます。それは市の方にはないんです。すべてこれを徴収する前線の人たちです。

この辺のところをぜひもう一度よく考えていただいて、税をつくる際に考えていただきたい。

先ほど200円って言いましたけれども、たった何%っていうことですがけれども、こんな簡単なものではないです。ものすごく我々はその圧力を感じました。この資料の中で全く書かれていませんけれども、100円を導入したときには、その100円はすべて受益者が負担できなくて、我々が宿泊事業者がほとんど代替したことがあります。それをやっていくことでだんだんみんなに納得していただいて進めているんです。

税ができたから、明日その税がとれるということは絶対にありません。今回も多分そうだと思います。たかが200円、200円ならもらった宿泊料から払っとけよということになるんです。その辺のところをよく理解いただいて、ぜひ検討していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

(会長)

会議内容

今のご意見は意見としてということによろしいでしょうか。ではご意見としてこれを伺うということで、この件については、他にないようですので、この項目は以上といたします。それでは8ページから9ページにかけての「観光振興に係る行政需要」に関する意見は配布のとおりです。また、質問が事前に出ていますので、当局の担当者は回答をお願いします。

(当局)

宿泊者向けの周知に関する質問につきましてお答えさせていただきます。宿泊税の導入が決まった際には、ホームページ、また報道機関等を通じた情報発信、また、鉄道会社など公共交通機関への周知の協力依頼などによりまして、幅広く広報活動を行って参りたいというふうに考えてございます。また、今回の宿泊税につきましては、従来の入湯税と同様にですね、宿泊者から宿泊施設が徴収していただきまして、市に納入するという特別徴収の方法を予定しておりますことから、宿泊施設が宿泊者への説明の際に活用できますパンフレットなどの様々な広報資材を作成しまして、各宿泊施設の方々に提供したいというふうに考えてございます。以上です。

(会長)

ありがとうございました。今のことにつきましてですね、皆様方ご意見、ご質問いただきたいと思います。よろしいですか。はい。それではこの項目は以上といたしまして、次ですね、9ページから10ページの「受益者に負担を求める場合の考え方の順序」につきまして質問が事前に提出されておりますので、当局の担当者は回答をお願いいたします。

(当局)

ここでの質問がですね、観光旅行に訪れる方の担税力の有無というのを、どこで区分判断して、その判断をしているのか、その基準はどういったものになるのかということになるかと思いますが、ご指摘の通りですね、観光客一人一人がどれぐらいの所得がある人なのか、どういった資産をお持ちの方なのかということは把握ができませんので、例えば10万円払える人なのか100万円払える人なのかというようなことを、そういった担税力を正確にリアルタイムに把握するということはこれはできないというところです。

しかし、今回提案させていただいております200円という税を支払えるかということのを推しはかるにあたっては、観光旅行に訪れて、宿泊施設に宿泊をしていただくということは、奢侈的という表現をさせていただいておりますけれども、日常生活を離れて非日常の場所で観光をして寝食を行うということなので、それなりの消費能力、支払い能力を有する方ということがいえるのではないかというふうに考えているというところです。先ほど申し上げたように担

会議内容	<p>税力がないっていうことは、なかなかその所得や資産がわからないので、そこは判断できないというところは御指摘のとおりです。</p> <p>(会長)</p> <p>それでは委員の皆様から、ご意見ご質問いただきたいと思います。よろしいですか。はい。他にご意見もないようですので、この項目は以上といたします。それでは10ページの「自主財源の確保のための各手法の選択基準に対する比較」に関する質問が事前に提出されておりますので、当局の回答をお願いいたします。</p> <p>(当局)</p> <p>2点ほど質問をいただいておりますので一つずつお答えさせていただきたいと思います。まず一つ目ですが、各宿泊施設の経費負担に関しましてご質問についてでございます。宿泊税の徴収、また、申告納入に関しまして事務的な経費等につきましては、特別徴収義務者の方々がご負担いただくということになりますが、その負担軽減に資する対応といたしまして、初期費用の助成、また、期限内納入の奨励に関しまして様々な支援制度に関しまして創設を考えてございます。</p> <p>また、2点目でございますが、宿泊者向けの旅行関連事業者などへの周知に関しまして質問でございますが、先ほどお答えしました回答の繰り返しになりますが、宿泊税の導入が決まった際には、ホームページ報道機関などの様々なメディアを通じまして、幅広く広報活動を行って参りまして周知を図るとのことと、あと関係団体向けの説明会も丁寧に個別に対応していきたいというふうに考えてございます。</p> <p>なお、今回の宿泊税につきましては、今の入湯税と同様の特別徴収の方法を予定しているということでございますので、宿泊施設が宿泊者の方から徴収する際などに、宿泊税に関する説明を行っていただくということになりますので、市におきましては、様々な広報資材を作成しまして、ご提供して参りたいというふうに考えてございます。</p> <p>また、旅行関連業者の方々への周知というところに関しましても、宿泊施設から提携される事業者などへのご協力を求めいただくということをお願いいたしますとともに、市の方からは、実務上の費用負担を軽減に繋がるような支援制度を創設して参りたいというふうに考えてございます。これらの告知などにですね、どれだけの費用がかかるのかということもですね、測りながら、宿泊税の総体的な徴収経費として算定する予定というふうにしてございます。以上です。</p> <p>(会長)</p>
------	---

会議内容

委員さんご意見ご質問どうでしょうか。はい。では、これは意見もないようですので、この項目は以上といたします。

続きまして、10ページから11ページの「租税による負担」についての意見は配布の通りです。また、事前質問はありませんでしたが、この場でご意見、ご質問ありましたらいただきたいと思います。委員の皆さんどうでしょうか。はい、ございませんので、この項目は以上といたします。

続いて、諮問資料11ページの「宿泊税の創設の妥当性」に関する意見は配付の通りです。また、質問が事前に提出されておりますので、当局の担当者は回答をお願いいたします。

(当局)

ここでのご質問につきましては、先ほど委員の方から非常に重たい意見の方をいただいております。今回この200円という税率につきましては、先行する自治体の例を見まして、100円から1000円以内になっており、200円という数字が一般的には、今一番多い税率ということになっておりました。

その他先ほど説明したような経緯から200円というものがあまり過重ではないのではないかとというふうに考えているということの説明させていただいております。ただ、先ほどその入湯税を導入したときの経緯というものも、委員の方から教えていただきまして、そういった経緯があったということも十分に考えながら、この200円という数字というものの重さを感じながら創設というものを提案させていただいて、ご理解をいただけるように努力していきたいというふうに考えております。以上です。

(会長)

これに関してご意見等ございますか。では続きまして、12ページから13ページにかけての「宿泊税の導入検討にあたっての基本的な論点」に関する質問が事前に提出されておりますので、当局の質問、回答をお願いいたします。

(当局)

新税創設の十分な時間を確保、また十分な説明、徴収確保に関します質問につきましてお答えさせていただきます。宿泊税の導入に際しましては、条例の制定から課税の開始までの間、一定期間ございます。十分な周知期間をこうした中でも設ける必要があるというふうに考えてございます。こうした周知期間の間におきましては、関係団体の皆様への説明会の実施、また、ホームページ報道機関等の様々なメディアを通じました広報活動を丁寧に行って参りたいというふうに考えております。

宿泊税の徴収につきましては、入湯税と同様の特別徴収の方法を予定しているということで、先ほどご説明させていただいておりますが、特別徴収義務者

会議内容

となります宿泊施設の皆様、納税者から宿泊税を徴収していただき、市に納入していただくということになります。ただ、税の公平性を確保するという観点が必要でございますので、本市といたしましては、定期的に入湯税につきましては、特別徴収義務者の方々を現在訪問いたしております、帳簿等の入湯者情報の確認を行わせていただいております。その中で必要に応じてましてですね、適正な申告をするよう指導もさせていただいているところでございます。これに倣いまして、宿泊税につきましても、同様に確認指導を行わせていただくことによりまして、適正な宿泊税の申告納入につなげて参りたいというふうに考えてございます。

二つ目に泉地区の旅館ホテルと、湯河原町の方の温泉街の方の宿泊施設の方で、湯河原町では宿泊税の導入がないということで、この辺で泉地区との不利益が出てくるのではないかとということでご質問をいただいております。こちらは泉地区につきましては、湯河原町さんとの一体となって誘客事業に取り組んでいただいているところであります。こちらの方伊豆湯河原温泉ホテル旅館協同組合さんということでグループのキャンペーンだとか、いろんな取り組みをしていただいているという中で、そうするとその会員の中でも宿泊税が賦課される、されないというところのご質問で、確かに国の旅行支援事業等においてもご指摘のような懸念事項があるものと承知はしてございます。この宿泊税導入が泉地区の事業者様に不利益とならず、宿泊者の利便性、満足度を高められるよう、泉地区への誘客促進事業を地元観光団体等と連携して進めていく必要があるものと考えております。以上でございます。

(会長)

宿泊税の導入検討にあたっての基本的な論点に関してご回答がありました。委員の皆様から、ご意見、ご質問がございましたらいただきたいと思っております。よろしいでしょうか。はい。では、この項目は以上といたします。

それでは諮問資料15ページから20ページの「宿泊税の課税要件」について、課税客体、課税標準法及び納税義務者に関する質問が事前に提出されておりますので、当局の回答をお願いいたします。

(当局)

2点ほどご質問いただいております。一つずつお答えさせていただきます。まず1点目でございますが、先行自治体の実態に関します質問でございます。宿泊税を先行導入しております自治体に調査をいたしましたところ、一部の自治体からの回答で、宿泊者から宿泊税を徴収されていることに対する不満の声が寄せられたなどのご意見を特別徴収義務者であります宿泊施設から数件受けているということでございました。実際に直接には宿泊者のからの意見

会議内容

は特に受けていないということでした。また特別徴収義務者からは、申告納入の電子化等への対応を求める意見ですとか、宿泊施設のフロント業務の負担増の制度運用に関する意見を受けたという回答もございました。今後、これら先行自治体の事例をですね参考にさせていただきながら、納税義務者となります宿泊者及び特別徴収義務者となります宿泊施設の皆様が抱きうる意見を検証した上で、宿泊税導入に向けて、十分な周知期間を設けさせていただく中で、皆様方から、ご理解を得られるようにしっかりと運用準備に取り組んで参りたいというふうに考えてございます。

2点目でございます。先行自治体の状況、また宿泊税導入後の影響、入湯税での引き上げの対応に関するご質問についてでございます。現在、宿泊税を導入またはその予定としている自治体は、9団体でございます。東京都、大阪府、福岡県、京都市、金沢市、福岡市、北九州市、倶知安町、長崎市、これは未施行でございますが、全体で9団体でございます。それらすべての自治体で入湯税を課しているという状況となっております。そのうち、福岡市のみが宿泊税の導入に伴いまして、入湯税の税率を引き下げているというところでございますが、これら以外の自治体での従前のままの税率の状況となっております。宿泊税を先行しております自治体にですね、宿泊税を導入したことによる宿泊者数への影響というものを調査いたしましたところ、確認していないですとか、不明という回答を受けてございます。こうした回答となってしまった原因といたしましては、ここ数年、平成30年から令和2年にかけて、この近年で導入をしているという自治体が多くありまして、コロナ禍の時期と重なっておりまして、宿泊税の導入の前後の影響度合いの比較がなかなか難しいというところでご回答いただいているところでございます。入湯税の超過税率の方に関しましては、観光振興を図る施策に要する経費の安定的な財源を求めるということの中で、受益者となる客体としましては、入湯行為者よりも、宿泊行為者の方が広く捕捉できますということで、この考え方を宿泊税を導入する妥当性の一つの要素としてとらえてございます。以上でございます。

(会長)

ありがとうございました。諮問資料に関する審議は以上となります。

4. その他

(会長)

その他ここで、これまでの内容を含めて、委員から何かご意見等ありましたらいただきたいと思いますが。よろしいでしょうか。はい。ありがとうございました。

本日は委員の皆様より多くのご意見をいただき、誠にありがとうございました。

会議内容

た。審議会の審議も2回にわたり進められているところでありますが、本日の委員の皆様からのご意見もいただきました。

本審議会に対して、当局から宿泊税の創設についての諮問を受けているわけですが、本日の委員の皆様方からのご意見を踏まえ、本審議会においての答申を行うまでの間に、当局と宿泊税の特別徴収義務者であるホテル、旅館等の宿泊事業者との相当の調整が必要だろうと考えておりますが、今後の審議会の審議スケジュール等について、事務局からご提案ございますか。

(事務局)

本日はご審議をいただき、貴重なご意見を賜りましてありがとうございました。第3回目の審議ですが、年明けの1月12日を予定させていただいておりましたが、ただいま会長よりご指摘いただきました通り、冒頭の委員の意見を踏まえ、相当の調整、丁寧な説明を行う時間が必要と考えられますので、日程を延期させていただき、関係各所との調整の後、改めて、委員の皆様には第3回目の開催のご案内をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくご協力をお願いいたします。以上です。

(会長)

ただいま事務局から説明がありました。第3回の開催を延期して、改めて市当局と関係各所との調整の後、開催をするというご提案ですが、委員の皆様いかがでしょうか。

(異議なしの発言あり)

(会長)

異議なしということでございましたので、そのように進めさせていただきます。事務局からの説明の通り進めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。委員の皆様のご協力により、円滑な審議が行われたことに対しまして感謝申し上げます。本日はこれにて閉会といたします。ありがとうございました。

5. 閉会